

2018 (平成 30) 年 6 月

一般社団法人 全国青色申告会総連合 青年部
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9
TEL : 03-3294-2301 FAX : 03-3233-0154
e-mail : kyv01610@nifty.com
http://www.zenairobr.jp/bra_about/youth.html

TEN-UP NEWS

No.91

TEN-UP ACTION 2017 調査票 まとめ

2017 (平成 29) 年分の確定申告期終了後、TEN-UP ACTION 2017 の活動状況を調査した。全国 32 の都道府県、79 会の青年部から回答が寄せられた。県連を通じて提出された 2018 (平成 30) 年度の部員数届とあわせて、青年部の活動状況を調査した。部員数の変動と主な活動状況は次のとおり。

青年部の概況 (部数と部員数)

2017 (平成 29) 年度の青年部の部数と部員数は次のとおり。

	部 数	部員数
2017 年度	180	3,991
2018 年度	175	3,895
差 (割合)	▲5	▲96 (97.6%)
内) 新設	+1	8
休部・解散	▲6	▲32

2018 年度の青年部の部数と部員数は、175 部 (前年度比▲5 部) 3,895 名 (前年度比▲96 名、97.6%) であった。

新たな青年部の設立 (1 部・8 名) と休部・解散 (▲6 部・▲32 名) が報告された。次世代の役員育成や若手会員の活動参加の場として改めて青年部の役割が着目されている一方で、親会の吸収合併や解散、財政難などと活動の停滞から青年部の休部と解散が続いている。

部員数は、2000 (平成 12) 年に 1 万人に迫ったが、15 年後の 2015 (平成 27) 年頃から 4 千人前後で推移している。2018 年度の部員数は前年対比で 97.6% であった。

全国平均で減少傾向が続く中で、県下部員数が増加した県連があった。

県	部数	2017	2018	差 (前年比)
東 京	29	838	866	+28 (102.4%)
宮 城	3	64	69	+ 5 (107.8%)
三 重	5	122	134	+12 (109.8%)
福 岡	3	44	46	+ 2 (104.5%)

2017 年度以前から活動を続けている青年部 (174 部) での部員数の増減は次のとおり。

	部 数	割 合	部員数
部員増加	31	17.8%	106
増減なし	92	52.8%	-
部員減少	51	29.3%	▲178
計	174	100%	▲72

2017 年度以前から活動を続けている青年部においては、106 名の部員が新たに参加し、178 名の部員が青年部活動を引退した。

一方、県下で部員数が増加している 4 県連での部員数の増減は次のとおり。

県 連	部員増加	増減なし	部員減少	計
東 京	8(+58)	9	11(▲38)	+20
宮 城	3(+ 5)	0	0(0)	+5
三 重	3(+12)	2	0(0)	+12
福 岡	1(+ 3)	1	1(▲1)	+2
計	15(+ 78)	12	12(▲39)	+39
(全国)	31(+106)	92	51(▲178)	▲72

上表での東京の部員数増加は新設青年部 (+8 名) を除いて計上している。

全国で 106 名増加した部員数のうち、4 県連での部員増加数は 73.5% に相当する。新設青年部による部員数増加を加味すれば、75.4% に達する。

青年部活動の内容

TEN-UP ACTION2017 調査票で寄せられた回答のうち、18 県連 67 部について、活動内容 63 種類と 295 回答を集計した。そのうち、部員数が増加している 3 県連 (16.7%) の 11 部 (16.4%) から、活動内容 29 種類 (46.0%) と 62 回答 (21.0%) が寄せられた。

部員数が増加している 3 県連の県下での青年部活動の主な特徴は次のとおり。

【部員数増加県での主な活動内容】

- 県連会議・行事、ブロック大会への参加
- 地区会での総会・会議等
- 他会の青年部との交流を目的としたスポーツの実施（ソフトボール・フットサルなど）
- 会員間での交流や地域へのPRを目的とした異業種交流会・交流事業・婚活事業・収穫祭の実施など
- 他会の青年部との交流も兼ねて、税務知識の習得などを目的とした研修会の実施（「年末調整・決算勉強会」「相続税と源泉税の納付」「年金について」など）
- 社会貢献や地域へのPRを目的とした租税教育などへの協力（租税教室・税務協議会への参画など）
- 確定申告期における、青色コーナー支援・早期提出PRなど
- その他、「facebookの研修会」「会報作成」など



県連青年部ソフトボール大会（三重県連）

調査票の回答に寄せられた青年部の活動内容（回答）件数は、1部あたり全国平均で4.4件、増加県で5.6件であった。部員数の増加している会からより多くの活動内容が寄せられた。これらの回答から次のような特徴が推測される。

【バランスのよい活動内容の組み合わせ】

上記の活動内容を複数組み合わせ、年間を通じてバランスよく活動計画を作成している。個別の活動の実施に際しても、研修や懇親目的と交流目的を組み合わせ実施している。

【組織的な活動の展開】

所属会での青年部活動だけでなく、研修

の一環として県連会議・行事やブロック大会へ参加し、県やブロック単位での組織的な活動に目を向けている。確定申告期の青色コーナー支援や早期提出PR活動の実施をとおり、青色申告会の活動への理解を深めている。

【部員・会員以外へのPR】

部員・会員以外の地域の方々を対象とした活動を実施することで、開かれた青年部のイメージをPRできている。



【その他の青年部活動の紹介】

左記以外に寄せられた主な青年部活動の内容は次のとおり。

- 会員同士の結びつきを深めることを目的として、部員・会員事業所を紹介した会報やクーポン付の地図の作成
- 新入会員に青色申告会への理解を深めてもらうことを目的とした「新入会員歓迎会」「新入会員いらっしやい」などの実施
- 事業所の青年部活動への理解を深め、部員同士の交流を深めることを目的とした、家族や従業員なども参加するレクリエーションなどの企画主催（ボウリング・マス釣り大会・バーベキューなど）
- 会員同士の交流を目的とした、親会や女性部と共同でのレクリエーション等の実施（いちご狩り・演芸鑑賞・納涼会など）



新入会員歓迎会（松山青色申告会）

青色申告特別控除 65 万円の適用見直し

図表 青色申告特別控除の見直し

見直し前 控除額	見直し後 控除額	見直し後の 要件	上段：記帳の方法
			下段：申告などの方法
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">65万円</div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 10px auto;">➔</div> <div style="text-align: center;">新設</div>	①55万円		正規の簿記の原則による記帳（現行の65万円控除と同じ）
			書面による提出
	②65万円		正規の簿記の原則による記帳（現行の65万円控除と同じ）
			電子帳簿保存法の適用またはイータックスによる提出

(注1) ②で電子帳簿保存法の適用を受けた場合は書面による提出も認められます。
 (注2) 平成32年分以後は、基礎控除が10万円引き上げられ48万円(現行：38万円)になります。

平成 30 年度税制改正により、青色申告特別控除 65 万円の見直しがおこなわれ、2020（平成 32）年分から適用されます。

見直し後の内容

基礎控除額（現行 38 万円から 48 万円）10 万円引き上げと給与所得控除額の 10 万円引き下げ（現行 65 万円～195 万円から 55 万円～185 万円）にともない、青色申告特別控除額が図表のとおり（現行 65 万円から 55 万円）見直されます。

2020（平成 32）年分からは、正規の簿記の原則により記帳し、その年分について「電子帳簿保存法の適用」または「イータックスによる提出」をおこなう場合に新たに青色申告特別控除 65 万円を適用することができます。なお、青色申告特別控除 10 万円について変更はありません。

電子帳簿保存法の適用

電子帳簿保存法とは、パソコンなどを使って記帳した帳簿や青色申告決算書などの書類を電磁的記録などにより保存することを定める法律です。この制度の適用を受けていないときは、パソコン会計ソフトを使用して記帳した場合でも、帳簿を印刷して保存する必要があります。制度の適用を受けるためには、適用する年の前年 9 月末までに、承認申請書を税務署に提出して承認を受ける必要があります。ただし、2020（平成 32）年分の青色申告特別控除の要件に関しては、その年中に申請をおこない、電磁的記録による備付けを開始する日から同年

末まで、これを継続しておこなっていればよいこととされます。

イータックスによる提出

その年分の所得税の確定申告書などの提出を、イータックスを使って提出期限までにおこないます。イータックスを始めるためには届け出をおこない、電子証明書を搭載したマイナンバーカードを取得するなどの事前準備が必要です。



青色申告会特別控除額引き下げの背景

青色申告特別控除 65 万円の適用見直しは、基礎控除額の引き上げおよび給与所得控除の引き下げと併せて決定されました。

近年、雇用契約を結ばず、雇用契約以外の契約によって業務を請け負う事業主が増加しています。フランチャイズオーナー、保険代理人、建設業従事者などです。これらの就業形態では、給与所得者と同一の業務内容であっても、収入（または報酬など）と経費を計上し、青色申告特別控除を計上して、事業所得を計算します。給与の上昇に伴って適用される給与所得控除は使用することはできません。

今後労働人口が一層減少することをふまえると、給与所得者だけでなく、多様な働き方で労働人口を確保する必要があります。税制のあり方は、就業形態に対して中立であり、どちらかに対して有利に働くべきではありません。

そこで、多様な働き方を推進する一環として、給与所得者の所得控除を引き下げ、全ての人に共通に適用される基礎控除を引き上げることとなりました。これにともない、青色申告特別控除 65 万円も 55 万円に見直されることとなりました。



青色申告特別控除額の変遷

適用開始年分	制 度
1971(昭和 46)	青色事業特別経費準備金
1972(昭和 47)	青色申告控除 10 万円
1992(平成 4)	青色申告特別控除 35 万円
1998(平成 10)	青色申告特別控除 45 万円
2000(平成 12)	青色申告特別控除 55 万円
2004(平成 16)	青色申告特別控除 65 万円
2020(平成 32)	青色申告特別控除 55 万円

「青色事業特別経費準備金」制度を前身として、1972（昭和 47）年分から適用が開始された「青色申告控除 10 万円」は、みなし法人課税（事業主報酬制度）制度の廃止と引き換えに、1992（平成 4）年分からは「青色申告特別控除 35 万円」になりました。その後段階的に、1998（平成 10）年分からは「青色申告特別控除 45 万円」、2000（平成 12）年分からは「青色申告特別控除 55 万円」、2004（平成 16）年分からは「青色申告特別控除 65 万円」として現在に至っています。



事業主報酬制度と青色申告特別控除とは

青色申告会が長年にわたって主張している事業主報酬制度（みなし法人課税）制度では、所得税法上、個人事業主への報酬（給与）を認め、給与所得控除を適用することで、**事業の形態（同族法人企業と個人）に関わらず、課税の公平性が保たれることを主張**しています。

青色申告特別控除制度は、1972（昭和 47）年に成立した「青色事業特別経費準備金」を前身とする制度です。「青色事業特別経費準備金」制度は、年齢制限があり、所得の

5%を上限に、取り崩し時に一時所得または事業所得が課税される準備金制度でした。その後、「みなし法人課税制度」と選択適用できる「青色申告控除」として 10 万円の控除に変更され、正規の簿記の原則での記帳などを要件に、段階的に引き上げられ、現在では「青色申告特別控除 65 万円」にいたっています。



ブルーリターンAで 65 万円控除適用へ

2020（平成 32）年分からは、青色申告決算書と確定申告書をイータックス送信する、または電子帳簿保存法の適用を受け会計ソフトで記帳することによって、青色申告特別控除 65 万円が適用できるようになります。手書きの記帳・申告書の提出を実施してきた方たちへ、会計ソフト「ブルーリターンA」やマイナンバーカードを利用したイータックスの利便性などを青年部員が積極的に伝えていきたいと思います。

「電子帳簿保存法」は、仕訳帳や総勘定元帳などの改ざんを防ぐため、取引の追加・修正・削除などの履歴が保たれるよう定めています。また、帳簿間で取引の記録が相互に関連して記録され、条件を組み合わせ電子データの内容を検索できることなども要件に挙げています。

毎年の税制改正を反映して常にバージョンアップされる会計ソフト「ブルーリターンA」は、電子帳簿保存法に対応して開発されています。決算書および申告書を出し提出することで新たな 65 万円控除を受けることができます。また、マイナンバーカードとカードリーダーなどがあれば自宅からイータックス送信することも可能です。青色申告特別控除 65 万円の適用見直しを機会に、電子帳簿保存法の適用を受け、会計ソフト「ブルーリターンA」を利用して、イータックスを始めてみましょう。

全青色ホームページ「青色申告会のポータルサイト」では機関誌「BLUE RETURN 青色申告」の記事や当 TEN-UP NEWS を掲載しています。



ブルーリターンAを利用したイータックス送信状況

会計ソフト「ブルーリターンA」の利用者数が2017（平成29）年中に累計11万人を超えた。利用者の半数以上がダウンロード運用を実施しており、会員事業所におけるインターネット環境も一定水準に達していることが伺える。

ブルーリターンAを利用したイータックスの送信状況では、2017（平成29）年分の送信人数は65,135名（前年比105.2%）、送信帳票数は、決算書と所得税申告書を合せて

139,266件と1人あたり2.14件送信している。

青色申告特別控除65万円の適用条件見直しにともない、今後、利用者が自らのマイナンバーカードを用いて、決算書と申告書の両方のイータックス送信が求められることが見込まれる。従来65万円を適用できていた会員の方々が引き続き適用できるよう、ICTに明るい青年部員が率先して、周知広報と支援に努めていきたい。

ブロック	県名	ブルーリターンA普及実績			ダウンロード 運用数	平成28年分 送信人数	平成29年分送信数			
		13年～28年	29年	30年			送信人数	決算書計	所得税計	消費税計
東京	東京	7,761	280	47	3,688	3,892	4,011	4,258	4,165	663
	神奈川	14,103	698	81	6,830	8,967	10,451	10,886	11,130	1,269
	千葉	9,632	557	129	4,709	9,923	10,713	10,920	11,784	1,392
	山梨	74	0	0	18	0	0	0	0	0
関東信越	埼玉	4,358	242	90	2,100	567	550	601	631	95
	茨城	2,782	125	32	1,387	1,395	1,386	1,609	1,473	376
	栃木	736	29	1	337	223	262	257	357	71
	群馬	845	19	7	375	62	63	72	69	20
	長野	1,888	81	41	947	98	106	133	133	30
	新潟	2,292	76	36	1,255	1,026	788	868	934	256
北海道	北海道	3,773	168	53	1,765	937	964	833	1,113	264
東北	宮城	1,319	83	4	619	382	421	472	442	98
	岩手	314	14		131	47	47	68	57	16
	福島	2,051	101	37	1,038	117	116	153	144	33
	秋田	429	24	10	207	177	173	208	198	51
	青森	748	34	11	307	781	1,200	1,327	1,395	273
	山形	1,386	43	19	726	1,102	1,212	1,314	1,317	291
東海	愛知	5,219	367	171	2,877	1,235	1,298	1,425	1,576	316
	静岡	5,276	337	127	3,014	8,318	8,268	8,009	8,655	1,799
	三重	3,901	227	97	2,073	2,286	2,189	2,413	2,742	519
	岐阜	3,084	141	67	1,561	1,039	1,131	1,267	1,354	331
北陸	石川	1,239	70	47	754	256	420	470	462	123
	福井	1,264	63	40	679	540	530	604	629	161
	富山	1,331	77	26	710	795	816	879	920	214
中国	広島	2,517	102	44	1,112	887	896	1,032	968	156
	山口	1,885	103	45	884	803	822	897	943	179
	岡山	2,569	174	30	1,279	1,117	1,134	1,248	1,362	238
	鳥取	626	25	13	327	45	53	57	64	14
	島根	1,394	80	29	681	283	249	294	269	80
四国	香川	800	36	19	392	51	62	74	79	12
	愛媛	4,016	253	106	2,465	3,158	2,739	2,646	3,311	636
	徳島	663	37	10	326	36	36	40	42	18
	高知	1,015	67	46	514	881	879	941	902	227
北部九州	福岡	1,125	113	76	678	1,021	1,100	1,109	1,439	270
	佐賀	438	36	3	175	492	485	552	488	123
	長崎	771	37	27	403	2	52	59	53	25
南九州	熊本	3,520	232	95	1,792	3,568	3,683	3,961	4,285	769
	大分	1,226	82	18	597	450	483	529	533	80
	鹿児島	1,606	200	57	690	1,701	1,796	1,142	1,833	179
	宮崎	1,562	128	70	895	940	977	1,081	1,009	190
沖縄	沖縄	2,741	184	32	1,271	2,306	2,571	2,510	2,782	817
小計		104,279	5,745	1,893	52,588	61,906	65,132	67,218	72,042	12,674
その他(大阪)		1,471	0	0	10	2	3	1	5	0
合計		105,750	5,745	1,893	52,598	61,908	65,135	67,219	72,047	12,674

Key Word

キャッシュアウト

キャッシュアウト（サービス）とは、銀行やATM以外の小売店のレジで、キャッシュカード（デビットカード）を用いて、買い物の際に同時に自身の預金口座から現金を引き出すサービスです。サービスの利用者は、商品代金と引き出す現金の合計金額を自身の預金口座から支払います。小売店は、合計金額をカード会社の決済を通じて、サービスの利用者から受け取ります。

銀行法施行規則の改正にともない、2018年4月から実施が可能になり、既に一部地域のイオン店舗でサービスが開始されています。導入には、J-Debit（ジェイ・デビット）に加盟して端末を導入し、レジ周りのシステム投資などが必要になります。

今後、人口減少が進み、地域社会から銀行の支店・ATMなどの減少が見込まれますが、キャッシュレス化の進展と相まって普及が見込まれます。

Opinion & Announcement

毎年、確定申告期の終了後に、1年間の青年部活動への取り組みをまとめたいただき、TEN-UP ACTION 調査票として、各県を通じて全青色青年部にお寄せいただいている。目新しい取り組みをお寄せいただく場合もあれば、定期的に毎年同じ活動内容を回答いただける場合もある。「継続は力なり」で毎年取り組むことには大きな意義があると思う。しかし、毎年全ての活動を前年同様に企画するのは避けるべきではないだろうか。年間で3回の主催の機会があるなら、1回は常に新しい活動内容に取り組んでみるなどの工夫はどうだろう。

常に新しい活動を模索し、行動に移し検証する姿は、あるべき経営者像ではないだろうか。2018年度も引き続き、青年部の運営に、事業を営む者の感覚を反映させてほしい。青年部は、青色申告会の次世代を担うリーダーの育成所であるとともに、部員同士が経営者として切磋琢磨する場としても機能してほしい。

ブロックチェーン

取引を一塊の「ブロック」として捉え、それらのブロックを「チェーン」でつなぐ分散型台帳技術で、取引記録の正確性を担保する技術です。一つひとつのブロックは「ハッシュ関数」によって暗号化された取引と共に、直前のブロックを示す記号を含んでいます。次のブロックが確かに直前のブロックにつながる取引であることは、第三者がコンピュータ上の計算で確認することで証明され、次のブロックがつけられます。

ブロックチェーンは仮想通貨「ビットコイン」の基幹技術としても有名ですが、「分散型台帳技術」によって、取引の連続性を安全に正確に確保できる点から、金融以外にも不動産の契約・登記手続き・コンテンツの管理・サプライチェーンなど多用途への適用が想定されています。



平成30年度税制改正で、基礎控除の10万円引き上げと給与所得控除の10万円の引き下げ、併せて青色申告特別控除の65万円の適用見直しが決定した。

2020（平成32）年分以降、青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、イータックス送信か、会計ソフトで記帳し「電子帳簿保存法の適用」を受ける必要がある。手書きの帳簿・決算書・申告書を提出されている会員の方たちには年配の方たちも多い。ICTに明るい青年部員が、会計ソフトの導入などに助け合いの精神を発揮してほしい。



本年2月から全青色ホームページに機関誌「BLUE RETURN 青色申告」の記事が掲載されています。会員限定の記事の閲覧には下記のID・パスワードをご利用ください。
ID : aoiro パスワード : br2018